

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 令和4年職員の給与等に関する勧告の概要

- (1) 月例給 初任給及び若年層に限り引上げ
- (2) 特別給 年間の支給月数を勤勉手当から0.1月引上げ
令和5年度から3月期末手当を廃止

2 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、以下のとおり改定する。

(1) 月例給

公民較差896円(0.24%)を解消するため、行政職給料表(一)1級5号(高卒初任給)を147,100円から152,100円に、1級29号(大卒初任給)を183,700円から188,200円に引き上げるとともに、若年層の給料月額を引き上げる。

(2) 特別給

勤勉手当を次のとおり引き上げるとともに、3月期末手当を廃止する。

			年間支給月数		
			現行	令和4年度(案)	令和5年度以降(案)
再任用職員以外の職員	管理職員以外の職員	期末手当	2.40	2.40(――)	2.40(――)
		6月	1.050	1.050(――)	1.200(+0.150)
		12月	1.100	1.100(――)	1.200(+0.100)
		3月	0.250	0.250(――)	廃止(△0.250)
		勤勉手当	2.05	2.15(+0.10)	2.15(+0.10)
		6月	1.025	1.025(――)	1.075(+0.050)
	12月	1.025	1.125(+0.100)	1.075(+0.050)	
	合計	4.45	4.55(+0.10)	4.55(+0.10)	
	管理職員	期末手当	2.00	2.00(――)	2.00(――)
		6月	0.850	0.850(――)	1.000(+0.150)
		12月	0.900	0.900(――)	1.000(+0.100)
		3月	0.250	0.250(――)	廃止(△0.250)
勤勉手当		2.45	2.55(+0.10)	2.55(+0.10)	
6月		1.225	1.225(――)	1.275(+0.050)	
12月	1.225	1.325(+0.100)	1.275(+0.050)		
合計	4.45	4.55(+0.10)	4.55(+0.10)		
再任用職員	管理職員以外の職員	期末手当	1.35	1.35(――)	1.35(――)
		6月	0.600	0.600(――)	0.675(+0.075)
		12月	0.650	0.650(――)	0.675(+0.025)
		3月	0.100	0.100(――)	廃止(△0.100)

		勤勉手当	1. 0 0	1. 0 5 (+ 0. 0 5)	1. 0 5 (+ 0. 0 5)
		6月	0. 500	0. 500 (——)	0. 525 (+0. 025)
		12月	0. 500	0. 550 (+0. 050)	0. 525 (+0. 025)
		合計	2. 3 5	2. 4 0 (+ 0. 0 5)	2. 4 0 (+ 0. 0 5)
	管理職員	期末手当	1. 1 5	1. 1 5 (——)	1. 1 5 (——)
		6月	0. 500	0. 500 (——)	0. 575 (+0. 075)
		12月	0. 550	0. 550 (——)	0. 575 (+0. 025)
		3月	0. 100	0. 100 (——)	廃止 (△0. 100)
		勤勉手当	1. 2 0	1. 2 5 (+ 0. 0 5)	1. 2 5 (+ 0. 0 5)
		6月	0. 600	0. 600 (——)	0. 625 (+0. 025)
	12月	0. 600	0. 650 (+0. 050)	0. 625 (+0. 025)	
	合計	2. 3 5	2. 4 0 (+ 0. 0 5)	2. 4 0 (+ 0. 0 5)	

〔参考〕 期末・勤勉手当の年間支給月数

- ・再任用職員以外の職員 4. 4 5月 → 4. 5 5月 (+ 0. 1 0月)
- ・再任用職員 2. 3 5月 → 2. 4 0月 (+ 0. 0 5月)

3 施行期日等

- (1) 月例給に係る改正 公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- (2) 期末手当に係る改正 令和5年4月1日
- (3) 勤勉手当に係る改正 令和4年度分の引上げは、公布の日。令和5年度以降分の引上げは、令和5年4月1日。